別表第三（第三十一条の三関係）

［号を削る。］	
三	［略］
四	［略］
五	［略］

別表第三（第三十一条の三関係）

資格講習の種類	課目
第一種放射線取扱主任者講習	一　［略］ 二　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱い並びに使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目 ［号を削る。］ 三　［略］ 四　放射性同位元素等又は放射線発生装置の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目
第二種放射線取扱主任者講習	一　［略］ 二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱い及び使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目 ［号を削る。］ 三　［略］ 四　放射性同位元素（密封されたものに限る。）又は放射性汚染物の取扱いに係る事故が発生した場合の対応の実務に関する課目
第三種放射線取扱主任者講習	［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

別表第三　登録認証機関等に関する規則の一部改正に関する表（第一条関係）

改正後	改正前
（濃度確認の方法等） **第七十四条**　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　［略］ 二　濃度確認添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号において同じ。）の濃度の測定及び評価が法第三十三条の三第二項の認可を受けた方法に従い行われたかどうか又は濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度が同条第一項に規定する基準を超えていないかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて確認を行うこと。 ［2・3　略］	（濃度確認の方法等） **第七十四条**　法第四十一条の二十六において読み替えて準用する法第四十一条の三第二項の原子力規制委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。 一　［同上］ 二　濃度確認添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素（放射線発生装置から発生した放射線により生じた放射線を放出する同位元素を含む。以下この号において同じ。）の濃度の測定及び評価が法第三十三条の二第二項の認可を受けた方法に従い行われたかどうか又は濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度が法第三十三条の二第一項に規定する基準を超えていないかどうかの判断ができないと認めるときは、追加の書類を求めて確認を行うこと。 ［2・3　同上］

別表第三（第三十一条の三関係）

三	使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理に関する課目
四	放射線の量の測定に関する課目
五	［同上］
六	［同上］
七	［同上］

別表第三（第三十一条の三関係）

資格講習の種類	課目
第一種放射線取扱主任者講習	一　［同上］ 二　放射性同位元素及び放射線発生装置並びに放射性汚染物の取扱いの実務に関する課目 三　使用施設等及び廃棄物詰替施設等の安全管理の実務に関する課目 四　［同上］ ［号を加える。］
第二種放射線取扱主任者講習	一　［同上］ 二　放射性同位元素（密封されたものに限る。）の取扱いの実務に関する課目 三　使用施設等（密封された放射性同位元素を取り扱うものに限る。）の安全管理の実務に関する課目 四　［同上］ ［号を加える。］
第三種放射線取扱主任者講習	［同上］